

認 定 契 約 書

(以下、「甲」という。)と一般社団法人日本削節検査・認証協会会長(以下、「乙」という。)は、「農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号・以下「JAS法」という。)に基づき、認定に関する作業を適正に実施するため、次のとおり契約を締結する。

(認定の維持)

第1条 甲及び乙はともにJAS法に基づく認定に係る事項が、常に認定の技術的基準に適合し維持されるよう努めること。

(格付け製品等のJAS規格適合と維持)

第2条 甲及び乙はともにJASマーク製品が、常にJAS規格に適合し、格付の表示に係るJAS法の規定を遵守されていることに努めること。

(認定に係る調査の実施等への協力)

第3条

- (1) 甲は、乙が行う認定に係る調査及び認定後の定期的な調査等に協力すること、乙が、甲に対する必要な報告を求め、又は甲の事務所、工場等に立入り、格付け、認定品目の広告又は表示、JASマークの製品、原料、工場、帳簿その他の件を調査することに協力すること。
- (2) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣による報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- (3) 甲は、毎年6月末日まで前年度の格付実績を、乙に報告すること。乙は農林水産大臣に報告する。

(認定に関する表明)

第4条

- (1) 甲は乙に対し、審査同意書を遵守すること、乙が定める認定業務規程を遵守すること、必要な情報の提供を行うことを表明する。
- (2) 乙は、認定するに際し、甲に認定証を交付する。

(3) 乙は、認定した甲の名称（住所）、農林物資の種類、認定工場名（所在地）並びに認定年月日、又は甲の認定取消しの当該請求、取消しの年月日、当該取消しをした理由並びに甲の格付業務廃止の年月日、及び格付業務の停止、出荷停止を公表する。

（認定に関する情報提供）

第5条 乙は他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、又は甲の認定の審査内容その他の認定に関する業務内容について誤認させるおそれのないようにすること。

（認定に関する守秘義務）

第6条 乙は甲に対し甲の認定に関して得られた全ての情報を管理しその責任を負う。
甲が公開している情報又は乙と甲が合意した場合を除き、その他全ての情報を機密として守秘すること。

（苦情・異議申立てに対する責務）

第7条 乙は甲からの苦情・異議申立てに対し受け、公平、適正に処理する責務を負う。

（認定の取り消し、格付業務の停止等）

第8条 甲がJAS法施行規則第46第1項第1号ニの(1)から(10)に掲げる条件に違反し、又は(11)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(11)の調査の実施等を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、乙が認定の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できる。

（認定証の返却）

第9条 認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、甲は乙の要求に従い認定証を返却すること。また、格付業務を廃止した場合、甲は認定証を返却すること。なお、認定の取消、出荷の停止及び格付業務を廃止した場合は、格付に係る宣伝、広告物の使用を中止すること。

（認定書を複製）

第10条 乙が甲に交付した認定書を複製する場合、全てを複製するとともに、複製である旨の明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）をすること。

（認定を受けている旨の表示・広告等）

第11条 甲が、認定を受けている旨を文書、パンフレット、宣伝・広告物などを用いて広

告又は表示をするときは、その認定に係る品目の種類以外の商品について、又は乙の業務内容を誤認させるおそれのないようにすること。また、J A S規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。

(違反への改善、中止の要求)

第 12 条 乙が、甲に対して第 9 条の条件に違反すると認め、表示方法の改善又は格付表示の中止を求めたとき。及び 11 条の条件に違反すると認め、格付表示又は広告又の中止を求めたときは、甲はこれに応じること。

(認定の取消し)

第 13 条 甲が第 8 条の請求に応じないときは、乙はその認定を取消すこと。

(格付の表示に係る J A S法の遵守)

第 14 条 甲及び乙はともに、格付の表示に係る J A S法令を遵守しその維持に努めること。

(苦情の記録・保管と利用)

第 15 条 甲は、J A Sマーク製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を保管し、それらの記録を乙の要請に応じて利用させること。

(認定事項の変更、通知)

第 16 条 甲が、認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、原則として、あらかじめ乙に通知すること。

(認定等の報告)

第 17 条 乙は、甲を認定したとき並びに認定に係る改善請求したとき、認定を廃止したときは、農林水産大臣に報告する。

(J A S規格等の変更、通知)

第 18 条 乙は J A S規格、認定の技術的基準が改正された場合は、甲に通知すること。

(契約有効期限)

第 19 条 認定の契約書は、認定の取り消し又は格付業務の廃止が行われるまで有効とする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保存するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所

名称

代表者の氏名

(乙) 東京都江東区東陽 5 丁目 29 番 47 号
サンフィールドビル 2F

一般社団法人日本削節検査・認証協会

会 長